

議案第74号

福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部  
を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定短期入所生活介護事業所等の従業者配置の基準を改める必要があるによる。

福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部  
を改正する条例

福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第79条第1項、第97条第1項及び第103条第1項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。